



## 監査意見

当監査法人は、上記の財務の基準に準拠して、公立大学行政サービス実施コストの

＜法が要求する利益の処分に

当監査法人は、法第 35 条 28 年 3 月 31 日までの第 4 期た。

利益の処分にに関する書類（公立大学法人の長の責任）に従って決算の状況を正

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、利益が予算の区分に従って決算る。

法が要求する利益の処分に

当監査法人の監査意見は

- (1) 利益の処分にに関する
- (2) 決算報告書は、公立大める。

＜事業報告書に対する報告

当監査法人は、法第 35 条 28 年 3 月 31 日までの第 4 期  
なお、事業報告書について監  
会計帳簿の記録に基づく記

## 事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告及び運営状況を正しく示して

## 利害関係

公立大学法人と当監査法  
はない。